

令和 7 年度 第 2 回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

令和 7 年 1 月 15 日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

# 令和7年度 第2回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和7年12月15日（月） 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 瑞穂町民会館第1会議室

3 出席者 会長 村上 文男  
委員 根本 忠 喜多 直子  
委員 鈴木 寿和 岩永 克美  
委員 増田 英一 小山 和美  
委員 井垣 美穂 井上 裕司  
委員 石川 勉

4 欠席者 委員 内野 好子 委員 小林 康弘

5 会議の説明に出席した者の職氏名

住民部長	吉野 久		
住民課長	森田 富士夫	税務課長	石川 修
健康課長	山内 一寿	国保年金係長	川端 秀明
住民税係長	池田 稔	納税係長	内野 大輔
成人保健係長	榎本 康弘	国保年金係	師岡 彰弘

6 議題 (1) 子ども・子育て支援金制度について  
(2) 令和8年度瑞穂町国民健康保険税の改定について  
(3) 特別療養費制度について

7 その他 第3回瑞穂町国民健康保険運営協議会開催予定日について

8 傍聴者 2名

9 配付資料 ① 会議次第  
② 瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について  
③ (資料1-1) 子ども・子育て支援金制度について  
④ (資料1-2) 国民健康保険税の改正について  
⑤ (資料1-3) 瑞穂町国民健康保険税の推移  
⑥ (資料1-4) 令和7年度 国民健康保険税・賦課限度額(8市町村の比較)  
⑦ (資料1-5) 国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)実施状況報告書  
⑧ (資料1-6) 瑞穂町の一般会計その他繰入金と繰入率の推移  
⑨ (資料2) 瑞穂町国民健康保険に係る滞納世帯主等に対する措置に関する取扱要綱 (案)

(住民課長)

12月の暮のお忙しい中、運営協議会に出席していただきありがとうございます。定刻になりましたので、第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。今回の運営協議会には、町長より令和8年度国民健康保険税の改定についての諮問事項が提出されましたので、審議をお願いします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました事前配布資料を本日お持ちでない方は、いらっしゃいませんでしょうか。また、当日配布資料として、諮問の写しを机上に配付しております。資料は大丈夫でしょうか。よろしければ始めさせていただきます。それでは、この後の進行に関しましては、瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、議長は会長にお願いすることになっておりますので、村上会長よろしくお願ひします。

(議長)

皆さんこんにちは。今年も残り半月になりましたが、お忙しい中ご出席いただき、大変ありがとうございます。それでは議長を務めますので、よろしくお願ひします。本日の出席数は10名でございます。定数に達しておりますので、令和7年度第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。なお、本日の会議録の署名は鈴木委員と岩永委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問が出されております。町長の代理として吉野住民部長から挨拶と諮問事項について説明をお願いします。

(住民部長)

・・・住民部長挨拶省略・・・

・・・住民部長が諮問事項について口述し、住民部長から会長に諮問書を手渡す。・・・

(議長)

諮問事項を受け取りました。それでは、次第に従いまして議事を進めていきます。「議題（1）子ども・子育て支援金制度について」の説明をお願いします。

・・・住民課長から説明・・・

(議長)

以上で説明が終わりました。それでは今の説明の中で、ご質問等がありましたらお願いします。

(根本委員)

資料の中で国保が2,500万人、被用者保険が7,400万人とありましたが、この人数の取り扱いは1世帯のことでしょうか。

**(住民課長)**

こちらは世帯ではなく人数で、国保加入者と被用者保険加入者ということになります。

**(喜多委員)**

資料の中で国民健康保険の加入者1人当たり支援金額は令和8年で250円、1世帯当たり350円、令和10年では400円、1世帯当たり600円となっています。令和8年度に至っては1世帯当たりの被保険者数が1.5人にも満たない数字になっていますが、実態に即した数字なのでしょうか。

**(住民課長)**

あくまで、こども家庭庁が仮定で試算した数字のため実態はわかりませんが、1世帯当たり1.5人程度で試算されています。

**(喜多委員)**

令和10年度以降の支援金額の全制度平均は令和10年度同様1人当たり450円と説明していましたが、令和9年度から令和10年度にかけて100円の増額を見込んでいる中で、令和10年度以降は450円に落ち着くのでしょうか。

**(住民課長)**

国は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に支援金額を上げていくと見込み、それ以降は令和10年度と同程度で推移と示しています。

**(根本委員)**

年金受給者も負担の対象なのでしょうか。

**(住民課長)**

年金受給者も対象になりますが、国保税同様、所得に応じて均等割が軽減されることになります。

**(議長)**

他にご質問等はありますか。

**(議長)**

他に質問がないようですので、「議題（2）令和8年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題とします。この議題は諮問事項です。協議会では、町長の諮問に対し協議し、答申することになります。この件につきまして事務局より説明をお願いします。

・・・住民課長から説明・・・

(議長)

ただいまの説明について、質問がありましたらお願ひします。

(喜多委員)

財政健全化計画ですが、令和2年、3年、6年は赤字が削減されています。これらの年度は他の年度と比較してどのような対策を行ったのでしょうか。何か良い取組があつたのであれば聞かせてください。

(住民課長)

令和2年、3年、6年の納付金が少なかったことが、赤字削減に繋がったと思います。

(根本委員)

資料1－5に赤字の原因が「被保険者減少による保険税収入の減少や、被保険者の負担を軽減するため保険税の賦課率を低く設定しているため」と記載されています。被保険者数が減るとどうしても賦課率も上げざるを得なくなってくると思うのですが、それについてはどう考えますか。

(住民課長)

現状は標準保険料率と乖離があり近づけていきたいのですが、そうすると被保険者の負担が大きくなってしまうため、そうならないように賦課率は3%程度の増加で留めています。被保険者が少なくなっていますので、保険税率を今後どう設定していくのかを検討していくことになります。

(根本委員)

近年、被保険者数の減少により東京都からの補助金が大幅に減らされたことがありました。このような背景も踏まえ、保険税率についてどのような推移を考えていますか。

(住民課長)

被保険者が減少し、標準保険料率と乖離が大きい中で、どこかで標準保険料率に合わせていかなければいけないと思います。令和8年度から始まる子ども・子育て支援金を考慮した税率改定の試算は6%～7%の増加という結果になりました。見通しとしては厳しい状況となっていますが、今後も皆様と協議しながら税率改定を進めていかなければと思います。

(根本委員)

是非、近隣市町村と情報交換、問題点を共有しながら良い方向に向かっていければと思います。

(議長)

他にご質問等はありますか。

(議長)

他に質問がないようですので、「議題（3）特別療養費制度について」の説明をお願いします。

・・・国保年金係長から説明・・・

(議長)

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

(根本委員)

前回の協議会で、特別療養費制度の要綱を策定する市町村と策定しない市町村に分かれているとのことでした。要綱を作成する市町村の特徴があれば教えてください。

(国保年金係長)

以前、悪質な滞納世帯に対して医療費が10割負担となる資格証明書を交付する制度がありました。それに代わるもののが特別療養費制度になります。資格証明書を発行していた市町村は要綱を作成し、資格証明書を発行していなかった市町村が要綱を作成していない状況です。

(喜多委員)

今まで短期証や資格証明書の交付により滞納者への対策をしっかりと行ってきたと思いますが、保険証が令和7年12月2日から廃止になり、短期証、資格証明書も廃止になるため、特別療養費制度になる認識でよろしいですか。

(国保年金係長)

ご認識のとおりです。特別療養費制度では滞納者に対して1年間、納付勧奨通知を送らないといけません。現在、税務課で督促状や催告書を送付していますが、国保年金係も特別療養費制度に基づいた納付勧奨を行っていきます。

(住民部長)

短期証や資格証明書を交付していたときは、滞納者に役場に来てもらい納税交渉を行っていました。しかしそれがなくなり、このままでは悪質な滞納者にとって何もペナルティがない状態になります。そのため資格確認書やマイナ保険証に特別療養費の対象であることを表示することになります。

特別療養費の対象にいきなりできるものではなく、そこに至るまでは入念な通知、勧奨が必要になります。そのための要綱整備です。また、滞納者の中にはどうしても払えない人もいるので、そのような人達の状況を考慮しながら実施します。

先ほど資料1－2の3ページで説明しました『区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率』は現状より高めの税率が設定されています。これは滞納分を補うために高めに設定されている意図もあります。納税している人にも滞納分によって上がった税率の負担を強いるのは良くないため、しっかりと未納対策をやっていかないといけない、ということです。

(議長)

他にご質問等はありますか。

(議長)

他に質問がないようですので、4. その他 次回の開催日について事務局から説明をお願いします。

(国保年金係長)

次回の開催日は、令和8年1月13日（火）午後1時30分から、本日と同様に瑞穂町民会館第1会議室となりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

以上で本日予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。本日は、皆さまお疲れさまでした。

11 閉会 午後2時30分